

事例3

合理的配慮の提供

障害の種別	障害のある人の性別
肢体不自由	男性
障害のある人の年代	事例が生じた場面
10代	大学
事例の内容・経緯・背景	
<p>【身体障害のある人から大学に対し、学校内でのトイレ介助を要望した件】</p> <p>車椅子使用者である相談者は大学入学にあたり、大学の障害学生支援の規定に従って、大学側とトイレ介助について話し合ってきた。大学からは、学習面の介助は可能であるが、トイレ介助は出来ないため、相談者が自らヘルパー等を手配するよう伝えられたが、費用が負担となるため困っている。</p> <p>現在、大学側に次の要望を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの支援を受けるため、学生ボランティアの情報を提供して欲しい。 ・ヘルパーの派遣依頼を行うための相談窓口を教えて欲しい。 	
事例を解決するための対応	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談者からの申し出を受け、大学から次のとおり聞き取りを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ介助は大学職員の職務の中に規定されておらず、職員がトイレ介助（合理的配慮）を行うことは難しい。 ・大学としては、トイレの介助はできないが、トイレ使用時に必要となる支援機器や設備をトイレに設置することは可能である。（環境の整備） ・学生による自発的なボランティア活動は、すべて把握していないため、大学からボランティアを紹介することは難しい。 ◆ 大学と専門相談員で対応方法について話し合いを行い、次の対応を行うこととなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・大学側がトイレ介助のボランティアグループの形成を働きかける。 ・ヘルパーの派遣依頼の相談窓口については、専門相談員より障害者支援団体を紹介する。 	
対応後の状況や、その他の解決方法など	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 結果として、相談者は学生ボランティアの支援を受けつつ、不足する分はヘルパーサービスを利用しながら学生生活を送ることができた。 <p>○ 北九州市では、修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間、重度訪問介護の対象になる人に対して、自宅から大学等への移動や排泄、食事等を支援するヘルパーを派遣する「重度障害者大学等進学支援事業」を実施しています。</p>	